



商標入門セミナー

～セミナーの会場から～

商標権は自社の製品・サービスのブランドを守る重要な権利です。中国で日本の地名などが先に登録されていたことは記憶に新しいですが、こうしたことは国の内外を問わず決して他人事ではありません。今回は、商標制度の基礎や活用法を解説するセミナーの概要を紹介します。

1. 商標制度とは

商標 (trademark) とは、商品やサービスを認識させるための標識であり、文字だけでなく図形、記号、立体物等も含まれます。商標には、どこの会社の商品かを示す「出所表示機能」、このブランドなら間違いないと安心させる「品質保証機能」、商品名を覚えやすくする「広告宣伝機能」があります。

商標制度は、この商標を権利として保護することにより、商標使用者の信用維持を図るとともに、商品等を選択する需要者の利益を保護することを目的としています。

商標権は特許と同様、特許庁へ出願し、審査を経て登録されれば権利を取得することができます。

2. 出願手続と注意点

商標出願は、法令が定める商品・役務の区分に従って行う必要があります。この区分は現在45種類に分けられており、例えばビールと日本酒で共通使用している商標の権利を取得したい場合、商品区分が異なる(第32類と第33類)ため、出願書類には2つの商品区分を記載します。

特許庁へ支払う出願料及び登録料や、弁理士に出願を依頼する場合の手数料はこの商品・役務の数によって変わります。今後の事業計画と費用対効果を踏まえ、指定する商品・役務の区分は十分に検討しましょう。

商標出願は先願主義すなわち「早い者勝ち」の制度であり、同一商標・同一区分では最初に出願した人だけが権利を取得できます。また、類似商標・類似区分においても最初に出願した人の権利が及ぶ場合があり、登録されないおそれがあります。このようなことがないよう、特許電子図書館 (IPDL) のウェブサイトを活用し、商標の登録状況等を検索するなどして、同一又は類似商標がないかよく調べましょう。

これは海外でも同様であり、最近新聞記事や知財センターの相談でみられる事例に、現地で自社商品の名称を先に登録されてしまったというものが増えています。商標は皆さんの会社の看板というべきものですから、海外で事業を行う際は、現地の商標登録について検討することが不可欠です。

<先行商標がある場合の登録可能性>

	同一区分	類似区分
同一商標あり	×(登録不可)	△(登録されない場合あり)
類似商標あり	△(登録されない場合あり)	△(登録されない場合あり)

※類似商標・類似区分の該当性は特許庁が審査の中で判断

3. 商標権の効果

商標権は独占的・排他的な権利であり、他社が同一又は類似の商標を使用することを止めさせることができ、使用した場合は損害賠償を請求できます。

また、特許など他の知的財産権は存続期間が有限の権利ですが、商標権は何度でも更新ができるため、半永久的に権利を保有することができます。

(知財戦略アドバイザー 石根國博)

知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております (無料・予約制)

TEL 03-3832-3656

公社トップページ



知的財産